

## “高齢者の通いの場” 支援について

大山町では、高齢の方の日中の居場所を作り心身の健康を保つこと、また地域の支え合い体制を強めることを目的として“高齢者の通いの場”を提供する活動に対する補助を行います。

### 通いの場の活動について

- 運動や趣味など活動内容は問いません。
- 参加者は町内にお住まいの65歳以上の方です。
- 1回あたり5名以上の参加が必要です。
- 年間を通じて定期的に集まる活動が対象です。
- 月2回以上、1回2時間以上行ってください。
- 実施場所は町内の地域の集会所等です。



※ 営利活動、政治活動又は宗教活動を目的としたものは除きます。

※ 毎回の活動について、参加者数等の記録が必要となります。

### 補助対象となる団体

自治会

地域自主組織

特定非営利活動法人

など

### 補助の内容

対象となるのは、活動に要する経費（食費、材料費、会場使用料など）全額で、1団体あたり年間 144,000円が上限です。

※参加人数による基準額の設定はなくなりました

年度の途中で活動内容が変更になった場合は、再度申請していただくことで上限額まで補助金の交付が可能です。

同じ活動に対し他の補助金を受けておられる場合は、対象外となりますのでご了承ください。

お問い合わせは・・・

大山町福祉介護課(保健福祉センターなわ内) 0859-54-5207 まで